

奈良教育大学入学、転学、留学、休学、退学等に関する規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年12月22日規則第402号

改正 平成24年2月4日規則第6号

改正 平成27年11月26日規則第50号

(趣旨)

第1条 入学、転学、留学、休学、退学等は、すべてこの規則による。

(入学の出願)

第2条 この大学に入学を志願する者は、入学志願票のほかに、次の書類を定められた期日までに入試課を通じて学長に提出するものとする。

一 出身学校長作成の調査書

二 無帽上半身像名刺型写真

2 現に官公職にある者は、所属長の受験承諾書を添えなければならない。ただし、公立学校の教員にあっては学校長の承諾書とし、地方教育委員会を經由しなければならない。

(編入学、再入学及び転入学)

第3条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第66条及び第93条による編入学及び再入学に関する内規は、別に定める。

2 転入学は、当分の間これを行わない。

(入学者の選考)

第4条 入学志願者には、学力試験及び必要に応じて面接を行う。ただし、再入学のときは学力試験を行わないことがある。

第5条 入学を許可された者は、この大学の定めた方式によって宣誓をし、署名しなくてはならない。

(入学手続き)

第6条 学則第37条の規定による合格者で、この大学に入学しようとする者は、定められた期日までに宣誓書・保証書、住民票記載事項証明書のほか、必要書類を学長に提出しなければならない。

第7条 前条の宣誓書・保証書には、正保証人(連帯保証人)及び副保証人(原則としてこの大学所在地附近に居住する者)の連署を要する。

第8条 前条に規定する各保証人の身上に異動のあつたとき、又はこの保証人を変更したときは、それぞれの保証人連署のうえ、学長に届け出なければならない。

(転専攻、転専修及び転履修分野)

第9条 入学後、本人が所属する専攻、専修及び履修分野の変更は、転専攻、転専修、転履修分野に関する規則の定めるところによる。

(留学)

第10条 外国の大学へ留学を希望する者は、学則第76条第1項及び第95条第1項によって留学する大学名と期間を書き、正保証人と連署して教務課を通じて、学長に許可を願い出なくてはならない。

(休学)

第11条 休学を希望する者は、学則第44条によって理由と期間をくわしく書き、正保証人と連署して教務課を通じて、学長に許可を願い出なくてはならない。ただし、理由が疾病であるときは医師の診断書を添えなくてはならない。

2 疾病又はその他の理由によって学長が必要と認めたときは、学則第79条第1項及び第96条第1項に定める期間内において休学を命ずることがある。

(休学期間の延長)

第12条 学則第79条第1項ただし書及び第96条第1項ただし書によって休学期間の延長を希望する者は、前条にならって許可を願い出なくてはならない。

(復学)

第13条 復学しようとするときは正保証人と連署して教務課を通じて学長に許可を願い出なくてはならない。ただし、休学の理由が疾病であった場合は医師の診断書を添えなくてはならない。

(退学、転学及び他大学受験)

第14条 学則第46条、第78条、第80条及び第94条によって退学若しくは転学を希望する者又は他の大学の入学試験に応じようとする者は、その理由をくわしく書き、正保証人と連署して教務課を通じて、学長に許可を願い出なくてはならない。ただし、理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えなくてはならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第402号)

この規則は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成24年規則第6号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成24年度入学者から適用し、平成23年度までの入学者については、なお、従前の規定を適用する。

附 則 (平成27年規則第50号)

この規則は、平成27年11月26日から施行する。